

天井山風力発電事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、長門市及び美祢市において、最大で総出力86,000kW(4,300kW×20基)の風力発電所を設置する事業であり、本地域における風力発電所の設置を推進し、得られたクリーンエネルギーを供給することで地球環境保全及び地域の施策目標の達成の一助となることを目的ととしている。

一方、事業実施想定区域は、平成27年に「Mine秋吉台ジオパーク」として認定されているエリアを含んでおり、機材搬入路等の整備区域内には、複数の住居が認められる。更に、周辺には秋吉台国定公園やラムサール条約湿地である秋吉台地下水系等の重要な自然環境のまとまりの場があり、本事業による環境保全上の影響が懸念される。

今後、事業計画の更なる検討に当たっては、選定した計画段階配慮事項はもとより、以下の事項についても検討し、また、それらの経緯及び結果については、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に適切に記載されたい。

1 全体的事項

(1) 本配慮書は、計画熟度が低いことを理由に、工事の実施に伴う環境影響を評価の対象としていない。今後の手続きに当たっては、風力発電設備の配置及び構造・機種(以下「配置等」という。)並びに機材搬入路、送電線ルート等を含めた具体的な工事計画を明らかにした上で、最新の知見をもとに、専門家や関係自治体等の意見を踏まえて必要な評価項目を選定し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、本事業の実施による環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 本配慮書では、事業実施想定区域の設定に至る検討過程の説明が不十分でわかりにくいものとなっている。方法書では、風力発電設備の配置等や工事計画、発電所の出力の幅を可能な範囲において明確にした上で、当該地域を選定した理由から事業実施想定区域の設定、配置等の決定までの検討過程を具体的にわかりやすく記載すること。併せて事業目的や事業効果についても、丁寧に記載すること。

(3) 供用後における騒音等に係る調査や自然災害等への対策を含めた維持・安全管理体制、事業期間終了や中断後における事業継続又は原状回復措置等については、専門家や関係自治体等の意見を踏まえて検討し、その検討内容を方法書に記載するなど、可能な限り早期に示すこと。

(4) 事業実施想定区域には、Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会が自然サイトに指定している花尾山のほか、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林が広範囲に分布しており、本事業による土砂流出や水質、生態系、景観等への影響が懸念される。また、区域内を大水峠トンネルが貫通しており、トンネル構造等への影響

が懸念される。こうしたことから、事業実施想定区域の絞り込みに当たっては、可能な限りこれらの範囲を避けることなどにより、その影響を回避又は十分に低減すること。

- (5) 事業実施想定区域の一部は Mine 秋吉台ジオパークを含むため、本事業の実施に伴い、地域住民等によるジオパーク活動への影響が懸念される。このため、今後の手続きに当たっては、地域住民はもとより、ジオパーク活動の関係者等も含めた幅広い主体に対し、事業内容及び環境に与える影響について積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音等

事業実施想定区域周辺には、複数の住居等が存在することから、これらに対する騒音及び超低周波音、振動、風車の影等の影響が懸念される。このため、こうした影響を回避又は十分に低減するよう、工事計画や風力発電設備の配置等を検討すること。

特に、騒音及び超低周波音については、風力発電設備の設置予定地点における季節ごと、時間帯ごとの風向・風速等の気象条件を詳細に把握し、風車の大型化に伴う音源の特性はもとより、高度や地形等による影響にも十分に配慮するなど、最新の知見に基づいた適切な方法で、調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水環境

環境省選定の名水百選である別府弁天池湧水は、事業実施想定区域内にある花尾山の地下水が水源とされており、大規模な地形改変が実施された場合、その水質に影響を及ぼす可能性がある。また、事業実施想定区域は、複数河川の最上流域となっており、その下流域には、ラムサール条約湿地である秋吉台地下水系も存在することから、地下水や周辺河川への影響については、工事計画や風力発電設備の配置等の検討段階で、専門家等の意見を踏まえて必要な配慮を行った上で、調査、予測及び評価を実施し、水質等への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 地形及び地質

事業実施想定区域及びその周辺では、多くの地質鉱物に係る記念物が指定されており、他にも未知又は未指定の文化財が存在する可能性がある。また、事業実施想定区域の地質は、主に関門層群下関亜層群からなり、化石を産する可能性があることから、工事計画の策定に当たっては、地形・地質に係る遺産の保護・保全の観点から、関係機関等と協議し必要な配慮を行うこと。

(4) 動物・植物

ア 事業実施想定区域周辺には、別府弁天池に生息する環境省レッドリスト記載の準絶滅危惧種であるベニマダラや国指定天然記念物である木屋川・音信川ゲンジボタ

ル生息地、美祢市秋芳町八代地区の重要な観光資源であるゲンジボタル原生地が存在する。このため、土地改変や工事に伴う騒音・振動、粉じん、水の濁り、動物の生息環境の変化といった区域内における直接的な影響はもとより、水環境の変化による流域に生息する動植物への影響にも配慮した上で、調査、予測及び評価を実施し、動植物への影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるハチクマ等の渡りの経路となっている可能性がある。また、周辺には、秋吉台地下水系内の洞窟等があり、希少なコウモリ類の生息が確認されている。このため、風力発電設備の設置により鳥類及びコウモリ類の衝突等が懸念されることから、配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を得ながら、調査、予測及び評価を実施し、鳥類等への影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観

事業実施想定区域の周辺には、主要な眺望点として、秋吉台カルスト展望台、地獄台及び龍護峰並びに長門市景観形成重点地区が存在する。風力発電設備が設置されることにより、これらからの眺望景観への影響が懸念されることから、風力発電設備の形状、色、配置等の検討に当たっては、地域住民や関係者、関係自治体等の意見を踏まえ、調査、予測及び評価を実施し、景観への影響を回避又は十分に低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域内には、花尾山登山道が存在しており、本事業による直接改変や景観変化等による影響が懸念される。このため、工事計画や風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地域住民や関係者、関係自治体等の意見を踏まえ、調査、予測及び評価を実施し、活動の場への影響を回避又は十分に低減すること。